

西宮市地域防災計画の修正案及び水防計画の変更案（概要）

1 本市防災体制の強化

(1) 西宮市地域防災計画 第5編 津波対策計画(南海トラフ地震防災対策推進計画)の修正

資料 2_p69

「西宮市津波避難行動指針(平成 29 年 8 月)」の策定に伴い、主に以下について修正する。

- ・避難対象地域の変更(JR 神戸線以南から概ね鳴尾御影線以南)
- ・避難目標地点の変更(JR 神戸線から鳴尾御影線)
- ・避難方法の追加(従来の水平避難、垂直避難に加え、自宅等待避を追加)
- ・水平避難困難地域を新規設定(甲子園浜、鳴尾浜)
- ・住民等が、地域の状況に応じた適切な津波避難の方法を自ら考え、最適な津波避難計画の作成に努める旨を記載

(2) 本市における地区防災計画制度の新設

資料 2_p8 資料 4

住民等が共同して提案した地区防災計画案の本市地域防災計画への規定に係る手続きを定める。また、住民等の手続きに関する市の事務処理について要綱を定める。

(3) 避難所外避難者(車中泊避難者等)への配慮

資料 2_p59, p67

熊本地震の課題を踏まえ、車中泊避難者への対応を追記。

避難所外避難者(車中泊避難者等)への情報伝達、食糧・物資の提供に加えて、健康相談や保健指導を行うこと及びエコミークラス症候群の予防啓発を行う旨の記載を追記。

(4) 避難情報(河川洪水、土砂災害)の発令基準を変更

資料 2_p56

内閣府及び兵庫県の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改定に伴い、避難情報の発令基準を変更する。

(例:河川洪水における避難勧告の発令基準を、避難判断水位から氾濫危険水位に変更)

(5) 指定避難所の追加、削除及び修正

- ・新規指定: 浜甲子園体育館
- ・指定解除: 教育会館(平成 30 年 3 月末で閉館)
- ・収容予定数の変更: 鳴尾体育館(500 人→470 人)、今津体育館(460 人→610 人)、甲武体育館(360 人→490 人)、北夙川体育館(350 人→460 人)、塩瀬体育館(350 人→490 人)

(6) 関係要綱の変更 資料 5

「東海地震における警戒宣言の発令」の廃止、及び「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」の新設に伴い、「西宮市防災指令要綱」及び「西宮市災害警戒本部設置要綱」を変更する。また、市外で発生した災害による市外避難者を本市で受入れる際の態勢の構築を新設。

2 その他法改正、上位計画修正に伴う修正

(1) 水防法、土砂災害防止法の改正に伴う修正 資料 2_p6,p19

・要援護者利用施設における避難確保計画の作成及び訓練実施の義務化

浸水想定区域内の要援護者利用施設は、避難確保計画を作成し、訓練を実施する旨の記載を努力義務から義務へを変更する。

土砂災害警戒区域内については、新たに義務化されたため、上記と同内容の項目を新設。

(2) 兵庫県地域防災計画の修正等に伴う修正 資料 2_p1,p22,p44,p50 資料 5

①原子力発電所事故における規定の新規追加

原子力発電所事故による本市への直接的な影響は示されていないことから、自然災害に備えて整備した防災体制を基本とした住民等への情報伝達や屋内退避等の実施。また、福井県の原子力発電所で事故等が発生した場合の災害対策基本法第86条の9に基づく県外からの避難者の受入れ態勢等について新設。

②アスベスト対策における規定の新規追加 資料 2_p28,p66

災害対応等を行う職員の安全確保のため、防じんマスク等の資機材を備蓄する。また、環境モニタリング測定のコラボ体制の構築、被災工場等への現地調査の実施、アスベスト使用建築物の倒壊が確認できた場合の所有者等への飛散防止のための応急措置を実施、住民等に対する注意喚起等について新たに記載する。

3 その他

時点修正や軽微な修正及び訂正